参考様式第5－1号

令 和 8 年 9 月 9 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

群馬県邑楽郡邑楽町長

市町村名 （市町村コード）	邑楽町 （525）
地域名 （地域内農業集落名）	第12地区 （ 馬場大林、上下寺中 ）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年9月9日 （第3回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

・認定農業者等が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者未定や後継者不明の農業者の耕作面積の方が多い。
・認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営の農地は分散傾向にあり、農業の効率化が図られず、担い手のさらなる規模拡大が停滞している。また、農業従事者の高齢化及び、減少が進んでおり、このままでは担い手が受けきれない農地が増えてくることが予想される。
・水路から水が届かない地域がある。

（2） 地域における農業の将来の在り方

・認定農業者や法人などの担い手を育成し、これら担い手に農地集積を図ることにより経営規模の拡大を推進する。また、水田活用による、飼料用米、加工用米、麦等、戦略作物の作付拡大と生産性向上など、米価変動に備えた経営コスト削減・経営体質の強化に取り組む。さらに、県の振興計画等に位置付けられ、重点的に作付拡大を図る品目や特色ある地域品目の作付を推進し、農家経営の安定化に取り組む。
・地域コミュニティーの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積	90 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	89 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	－ ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
・以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場（令和8年9月9日開催）において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。
■大字篠塚3571-1 66㎡のうち66㎡

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

（2）農地中間管理機構の活用方針
・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則として、農地を機構に貸し付けていく。
・担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。

（3）基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討する。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
・町とJAと連携し、地域内後継者や新規就農者の確保・育成、他地域からの農業者の受け入れ等、多様な経営体の募集を促進する。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じてJA等の農業支援サービス事業を利用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨その他		

【選択した上記の取組方針】